

# 第1節 環境保全

## 1 環境保全

### (1) 堺市環境基本条例（カーボンニュートラル推進部 環境政策課）

この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的に、平成9年4月1日に施行している。

#### ① 基本理念

- 良好な環境の確保と将来世代への継承
- 自然とのふれあいのある都市の実現
- 環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

#### ② 施策の基本方針

- 公害防止対策の推進
- 都市、生活型公害の改善
- 快適な都市環境の創造
- 自然環境の保全及び創造
- 省資源、省エネルギー対策の推進
- 地球環境の保全

### (2) 堺環境戦略（カーボンニュートラル推進部 環境政策課）

令和3年3月に策定した堺環境戦略は、環境問題を取り巻く世界的な状況の変化などを踏まえ、2050年を目途とした長期的な環境の将来像や、その実現に向けたロードマップをバックキャストで示す、堺市の環境行政における新たなビジョンであり、これらのビジョンを市民と共有するものである。

本戦略では、脱炭素都市（Carbon Neutral）、循環都市（Circular）、快適都市（Comfortable）、貢献・協働都市（Cooperation）という「4つのC」をキーワードに、持続可能な環境イノベーション都市を実現し、世界をリードする環境先進都市をめざすこととしている。

なお、本戦略は堺市環境基本条例第8条第1項に基づく環境基本計画として位置付けている。また、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」、及び堺市循環型社会形成推進条例第7条第1項に基づく「循環型社会の形成に関する計画」の位置づけを兼ねている。

### (3) 堺市循環型社会形成推進条例

(カーボンニュートラル推進部 環境政策課、環境保全部 環境対策課、環境事業部 環境事業管理課、資源循環推進課)

この条例は、堺市環境基本条例の理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、及び循環型社会の形成の推進上の支障となる廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な規制等を行うことにより、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とし、平成 16 年 1 月 1 日から施行している。

#### ① 構成

- 総則
- 産業廃棄物管理責任者の設置等
- 土地所有者等の責任
- 雑則
- 循環型社会の形成に関する基本的施策
- 産業廃棄物を保管する事業者の責任
- 廃棄物処理施設の設置に係る手続等
- 罰則

#### ② 基本理念

- 環境への負担が少なく、持続的発展が可能な社会の実現
- 廃棄物等の発生抑制
- 循環資源については、循環的な利用の促進
- 処分にあたっては環境保全の実施

#### ③ 基本的施策

- 循環型社会形成計画の策定
- 調査の実施
- 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
- 市民等の自主的な活動を促進するための措置
- 再生品の調達等
- 施策の策定等にあたっての配慮
- 再生利用関連施設の整備促進等
- 推進体制の整備

### (4) 広報及び啓発活動 (カーボンニュートラル推進部 環境政策課)

市民及び事業者に対し、環境問題に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、ホームページ・SNSや広報さかいの活用、「堺の環境」の発行等により、市の環境に関する情報を広く発信している。

### (5) 生物多様性保全の推進 (環境保全部 環境共生課)

本市における生物多様性の保全を推進するために、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、平成 25 年 3 月に「生物多様性・堺戦略」を策定した。同戦略に基づく施策の推進に向け、平成 27 年度には、市民、大学・教育機関、市民団体等が行っている取り組みをネットワーク化するため、各主体による協働体制（プラットフォーム）として堺市生物多様性ネットワーク会議を設置

し、令和2年度には、「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物」として、本市において絶滅が危惧される動植物種のリスト及び本市の生態系に大きな影響を及ぼす（または及ぼす恐れのある）外来種のリストを改訂した。また、生物多様性の認知度の向上と市民参加の促進に向け、ウェブサイト「堺いきもの情報館（堺生物多様性センター）」を構築、令和4年1月には同サイトのコンテンツを充実させ、これを活用した各種施策（生き物の写真・位置情報の投稿によるマップ作成、教育機関向けの教材提供等）や、小学生による生き物調査授業等を実施している。一方、近年国内への侵入が確認され、生態系や市民生活への影響が懸念される外来生物（ヒアリ、クビアカツヤカミキリ等）に対して、国、府等の関係機関と連携し、分布状況や対応策に関する情報収集を行い、市民への情報提供や注意喚起等の対応を行っている。

また、野生鳥獣の適切な保護管理に向け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で、鳥獣の捕獲、鳥類の卵の採取等をする場合の許可（有害鳥獣の捕獲許可）及び愛がん目的により現在飼養している鳥獣の飼養更新手続等の事務を適正に行っている。

## (6) 地球温暖化対策の推進（カーボンニュートラル推進部 環境政策課、環境エネルギー課）

### ① 市の事務事業

平成26年7月に「堺市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスを令和2年度までに30%削減する目標（基準年度：平成2年度）を掲げ、先導的な取り組みを進めている。

### ② 市域全体

平成26年5月に「第2次堺市環境モデル都市行動計画」を策定し、“快適なくらし”と“まちの賑わい”が持続する低炭素都市『クールシティ・堺』の実現に向けた取り組みを進めてきたが、平成28年5月に国の地球温暖化対策計画が策定されたため、その内容に即すとともに、環境モデル都市の取り組みを包含させた「堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成29年度に策定した。本計画に基づき、市域から排出される温室効果ガスを、令和12年度までに27%削減する目標（基準年度：平成25年度）を達成するべく、更なる取り組みを推進していく。また、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」に加え、地球温暖化がもたらす現在及び将来の影響に対処する「適応」についても推進している。

## (7) 堺市環境マネジメントシステム（カーボンニュートラル推進部 環境政策課）

持続可能な社会の実現をめざし、環境負荷の低減等に取り組むため、堺市独自の環境マネジメントシステム「S-EMS (Sakai Environmental Management System)」を構築し、平成19年4月から運用を開始している。令和3年度には、堺環境戦略の策定を踏まえ、堺市環境方針を改定した。

また、個々の職員が常に環境を意識して行動するため、職員が確実に取り組むべき環境行動を定めた『職員の「堺環境戦略」アクション』に取り組んでいる。

#### (8) 堺市カーボンニュートラル基金（カーボンニュートラル推進部 環境政策課）

環境への負荷が少なく環境と共生する環境都市の推進及び環境の保全を行う資金に充てるため、平成21年3月に堺市環境都市推進基金を設置した。

平成21年度には、国の補助金により環境保全事業を推進するため地域グリーンニューディール基金を積み立てた。平成21年度から平成23年度において、同基金を活用し公共施設の省エネ改修や太陽光設備の設置などの事業を行った。

令和4年4月に再生可能エネルギー設備の普及、ゼロエミッションビークルの普及促進などのカーボンニュートラルの実現に向けた施策に活用するため、堺市カーボンニュートラル基金に名称を変更した。

#### (9) 環境影響評価(環境アセスメント)（環境保全部 環境共生課）

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民や専門家等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度である。

本市では平成18年12月に堺市環境影響評価条例を制定した。

その後、条例施行後の社会状況の変化や運用上の課題などに対応するため、事業の計画段階における事前配慮手続の充実、事業者が行う環境影響評価に対する市民等の理解の向上及び参画の促進等を図ることを目的とし、平成24年9月に条例改正を行い、平成25年4月1日から施行している。なお、令和3年度末時点での条例に基づく手続き件数は、7件となっている。

#### (10) 環境の調査監視（環境保全部 環境共生課、環境対策課）

環境基本法に基づき人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定された環境基準の達成状況の確認等のために、大気の汚染、水質の汚濁及び騒音について、調査監視を実施している。

#### (11) アスベスト対策（環境保全部 環境共生課）

アスベストを使用した建築物の多くが、今後、老朽化に伴い解体等のピークを迎える状況の中、複数の所管部局において、それぞれ対策を講じる必要があることから、庁内横断的に対策を検討し、また、その内容を共有する堺市アスベスト対策推進本部を設置し、「建築物等におけるアスベストの飛散防止」「アスベスト対策における市民の健康」「アスベストに係る知識の普及・啓発」

「アスベストに係る調査・管理」に関する取り組みを進めている。

## 2 現 況

### (1) 環境監視テレメータシステム（環境保全部 環境共生課）

一般環境大気測定局（9局）及び自動車排出ガス測定局（6局）で測定したデータを、毎分専用回線を通じて、市役所高層館内にある中央監視局に転送し、市域の環境大気汚染状況を常時監視している。

### (2) 常時測定局一覧（環境保全部 環境共生課）

区分	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
一 大 気 測 定 局	三 宝	堺区三宝町5-286	深 井	中区深井水池町 3214
	少 林 寺	堺区少林寺町東4-1-1	登 美 丘	東区大美野 135
	石 津	西区浜寺石津町中2-3-28	若 松 台	南区若松台 3-34-1
	浜 寺	西区浜寺船尾町西5-60	美 原	美原区小平尾 390
	金 岡 南	北区金岡町 1182-1		
自 動 車 排 出 局	市 役 所	堺区南瓦町 3 - 1	常 磐 浜 寺	北区新金岡町4-1-9
	中 環 石 原	東区石原町 1 - 102	阪 和 深 井 畑 山	中区深井東町2661-3
	湾 岸	西区石津西町24- 4	美 原 丹 上	美原区丹上329-1

### (3) 大 気 汚 染

#### ① 大気汚染の推移（環境保全部 環境共生課）

##### ア 二酸化硫黄

区 分	年 平 均 値 (ppm)			令和3年度 測定局数	環 境 基 準 (長期的評価) 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一 般 環 境 大 気 測 定 局	0.003	0.002	0.001	6	6

##### イ 一酸化炭素

区 分	年 平 均 値 (ppm)			令和3年度 測定局数	環 境 基 準 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局	0.3	0.2	0.2	2	2

ウ 浮遊粒子状物質

区 分	年 平 均 値 (mg/ m <sup>3</sup> )			令和3年度 測 定 局 数	環 境 基 準 (長期的評価) 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一 般 環 境 大気測定局	0.016	0.016	0.014	9	9
自動車排出 ガス測定局	0.016	0.017	0.015	6	6

エ 二酸化窒素

区 分	年 平 均 値 (ppm)			令和3年度 測 定 局 数	環 境 基 準 (長期的評価) 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一 般 環 境 大気測定局	0.013	0.012	0.012	9	9
自動車排出 ガス測定局	0.019	0.017	0.017	6	6

オ 光化学オキシダント

区 分	昼 間 年 平 均 値 (ppm)			令和3年度 測 定 局 数	環 境 基 準 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一 般 環 境 大気測定局	0.033	0.034	0.035	9	0

カ 微小粒子状物質

区 分	年 平 均 値 (μg/ m <sup>3</sup> )			令和3年度 測 定 局 数	環 境 基 準 適合測定局数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
一 般 環 境 大気測定局	11.6	11.9	10.2	5	5
自動車排出 ガス測定局	11.1	10.9	9.1	2	2

② 光化学スモッグ（環境保全部 環境共生課）

「堺市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目」を定め、光化学スモッグ発生時の措置の周知徹底及び広報に努めている。

ア 発令区分及び発令基準

発令区分	発 令 基 準（光化学オキシダント濃度）
予 報	0.08ppm以上かつ気象条件等から注意報の発令基準に達すると認められるとき
注 意 報	0.12ppm以上かつ気象条件から大気汚染状態が継続すると認められるとき
警 報	0.24ppm以上かつ気象条件から大気汚染状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	0.40ppm以上かつ気象条件から大気汚染状態が継続すると認められるとき

イ 令和3年度発令回数等

発 令 回 数				延 発 令 時 間		被害の 訴え数
予 報	注意報	警 報	重大緊急 警 報	予 報	注 意 報	
2	1	0	0	4時間20分	2時間00分	0人
(3)	(1)	(0)	(0)	(9時間20分)	(2時間00分)	(0人)

(注) ( ) 内は大阪府下における状況である。

③ 燃料使用量等の調査（環境保全部 環境対策課）

市内の主要な固定発生源からの汚染物質排出状況を把握するため、燃料使用量等のアンケート調査を行っている。

令和3年度調査結果（令和2年度使用量）

燃料	重 油	原 油	軽 油 灯 油	ナフサ	天然ガス	13 A	その他 のガス	コークス	木紙等	L P G
単位	10 <sup>3</sup> kℓ				10 <sup>6</sup> Nm <sup>3</sup>			10 <sup>3</sup> t		
使用量	29.3	0.0	19.7	0.0	2788.5	256.1	575.0	12.3	568.6	43.4

(注) Nm<sup>3</sup>とは温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したガス量である。

#### (4) 水質汚濁（環境保全部 環境共生課）

##### ① 河 川

##### ア 水質測定地点

水 系	測 定 地 点 数			
	環境基準点	準基準点	補助測定点	合 計
大和川水系	1	1	3	5
石津川水系	2	5	3	10
そ の 他	—	2	—	2
合 計	3	8	6	17

(注) 1 環境基準点は年12回、準基準点及び補助測定点は年4回の測定を基本とする。  
2 水系欄の「その他」は、内川及び内川放水路を示す。

##### イ 環境基準点における生物化学的酸素要求量（BOD）の推移

水 系	年 間 平 均 値 (mg/L)			測 定 地 点 数 (環境基準点)	令 和 3 年 度 環 境 基 準 適 合 測 定 地 点 数 (環境基準点)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
大和川水系	2.5	2.7	2.5	1	1
石津川水系	2.3	1.7	1.9	2	2

(注) 年間平均値及び測定地点数は堺市測定分である。

##### ② 海 域

海域4地点で水質調査を行っている。令和3年度の調査結果は、人の健康の保護に関する項目について、すべての地点で環境基準に適合している。

##### ③ 地 下 水

概況調査（市域における地下水の水質を把握する目的）8 地点と定期モニタリング調査（地下水の水質汚染が確認された地域を継続的に監視する目的）10 地点の調査を行っている。

令和3年度の概況調査では、すべての地点において全項目とも環境基準に適合している。

また、定期モニタリング10 地点のうち、クロロエチレンが3 地点で、トリクロロエチレンが2 地点で、砒素、1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1 地点で環境基準値を超過している。



(5) ダイオキシン類（環境保全部 環境共生課）

① 大 気

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気中のダイオキシン類の調査を行っている。

令和3年度調査結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定場所	区域	年間平均値	測定場所	区域	年間平均値
三宝局	堺	0.029	登美丘局	東	0.014
若松台局	南	0.014	美原丹上局	美原	0.026

すべての地点で大気環境基準（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）に適合している。

② 河川・海域及び地下水

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川・海域の水質・底質及び地下水のダイオキシン類の調査を行っている。

令和3年度調査結果

調 査 地 点			水 質 (pg-TEQ/L)	底 質 (pg-TEQ/g)
河 川	西 除 川	大和川合流直前	0.28	0.24
	石 津 川	石津川橋	0.088	1.5
	和 田 川	小野々井橋	0.29	0.92
	内 川	竪川橋	0.13	110
	東 除 川	新大阪橋	0.16	0.21
海 域	大 阪 湾	堺7-3区沖	0.029	14
地下水	堺 区	甲斐町西	0.016	
	中 区	小阪	0.064	
	西 区	津久野町	0.024	
	南 区	小代	0.028	

すべての地点で環境基準（水質は1pg-TEQ/L以下、底質は150pg-TEQ/g以下）に適合している。

③ 土 壤

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壤中のダイオキシン類の調査を行っている。

令和3年度調査結果

単位：pg-TEQ/g

調 査 地 点	濃 度
堺区石津町1丁 (石津公園)	0.071
美原区阿弥 (舟渡池公園)	1.4
中区陶器北 (東陶器公園)	25
南区鉢ヶ峯寺 (鉢ヶ峯いずも公園)	0.34

すべての地点で環境基準(1,000 pg-TEQ/g以下)に適合している。

(6) 有害大気汚染物質 (環境保全部 環境共生課)

令和3年度調査結果

単位：μg/m<sup>3</sup>

	若松台局	中環石原局	浜寺局	環境基準
ジクロロメタン	2.4	3.0	2.7	150
テトラクロロエチレン	0.29	0.48	0.37	200
トリクロロエチレン	0.41	0.60	0.62	130
ベンゼン	0.72	1.0	1.1	3

すべての地点で、すべての項目について環境基準に適合している。

(7) 大気中のアスベスト（環境保全部 環境共生課）

市域における大気中のアスベスト（石綿）の濃度を把握するため、アスベストの調査（市内9か所、各2地点）を行っている。

令和3年度調査結果

単位：本/L

調査場所	総繊維数濃度			
	春季	夏季	秋季	冬季
三宝局	(地点1) <0.056 (地点2) 0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
少林寺局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
石津局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
浜寺局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
金岡南局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
深井局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
登美丘局	(地点1) <0.056 (地点2) 0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
若松台局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056
美原局	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) <0.056	(地点1) <0.056 (地点2) 0.056

(注) 総繊維数濃度とは、アスベスト繊維以外の繊維も含み、長さ5 $\mu$ m以上、幅3 $\mu$ m未満でかつ長さとの比（アスペクト比）3：1以上の繊維状物質の濃度である。

(8) 騒音・振動（環境保全部 環境対策課）

① 騒音

ア 環境騒音

令和3年度 堺市 環境騒音測定状況

地域類型	測定地点数	時間帯別環境基準達成地点数	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
A 類型 (専ら住居の用に供される地域)	7	7	7
B 類型 (主として住居の用に供される地域)	1	1	1
C 類型 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)	4	4	4

(注) 環境騒音測定状況は、西・南区での調査結果である。

## イ 自動車騒音

### 令和3年度 堺市 自動車騒音測定状況

地域類型	測定地点数	時間帯別環境基準達成地点数	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
A 類型 (専ら住居の用に供される区域)	3	3	3
B 類型 (主として住居の用に供される区域)	8	7	6
C 類型 (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域)	9	8	8

## ② 振 動

### 令和3年度 堺市 道路交通振動測定状況

区域区分	測定地点数	時間帯別要請限度達成地点数	
		昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第1種区域	3	3	3
第2種区域	0	0	0

環境省令によって、「自動車騒音の要請限度」及び「道路交通振動の要請限度」が定められており、この限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請し、あるいは道路管理者に道路構造の改善その他騒音・振動の減少の措置についての要請又は意見を述べることができる。

## (9) 悪臭 (環境保全部 環境対策課)

悪臭は生活環境を阻害する感覚公害であり、本市の悪臭苦情の発生源は石油コンビナート関連施設や野焼きなどがある。

(10) 産業廃棄物（環境保全部 環境対策課）

産業廃棄物排出量

建設業、製造業、電気・水道業等業種別の一定規模以上の事業所を抽出し、産業廃棄物の排出量及び処理量等を調査した。次表（①・②）は対象事業所から回答を得た令和元年度の産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と産業廃棄物の発生量を説明する指標（製品出荷額等）を基に、市内の産業廃棄物の排出量等を推定したものである。（調査は5年ごとに実施）

① 令和元年度種類別・業種別排出量

単位：千t/年

業種 廃棄物の種類	建設業	製造業	電気・ガス 水道業	運 輸 業	卸・小 売業	学校 教育	医療、 福祉業	サービ ス業	合 計
燃 え 殻	0.3	0.8	—	—	—	—	—	—	1.1
汚 泥	125.0	187.1	1298.0	—	2.8	—	—	—	1612.9
廃 油	1.1	33.0	—	—	1.6	—	0.5	0.4	36.6
廃 酸	—	23.7	—	—	—	—	—	—	23.7
廃 アルカリ	2.1	29.8	—	—	0.1	—	—	0.1	32.1
廃プラスチック類	5.7	19.5	—	1.1	3.0	0.1	3.4	1.0	33.8
紙 く ず	0.6	0.4	—	—	—	—	—	—	1.0
木 く ず	19.5	18.2	—	1.3	—	—	—	—	39.0
織 維 く ず	1.5	0.2	—	—	—	—	—	—	1.7
動植物性残渣	—	7.5	—	—	—	—	—	—	7.5
ゴ ム く ず	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 属 く ず	3.2	35.9	—	—	2.4	0.2	0.4	—	42.1
ガ ラ ス 等	6.5	15.0	—	0.1	—	—	—	—	21.6
鉍 さ い	1.2	50.3	—	—	—	—	—	—	51.5
が れ き 類	258.7	3.7	0.4	0.1	—	—	—	—	262.9
ば い じ ん	—	13.1	—	—	—	—	—	—	13.1
動物のふん尿	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃アスベスト等	0.1	—	—	—	—	—	—	—	0.1
感染性産業廃棄物	—	—	—	—	—	—	2.9	—	2.9
その他（混合物）	15.2	6.4	—	0.9	0.1	—	—	—	22.6
合 計	440.7	444.6	1298.4	3.5	10.0	0.3	7.2	1.5	2206.2

(注)各項目は、四捨五入してあるため合計が合わない場合がある。

## ② 令和元年度処理処分状況

単位：千 t

種 類	再生利用量	減量化量	最終処分量	その他量	合計排出量
燃 え 殻	0.4	0.2	0.6	—	1.2
汚 泥	378.7	1216.5	21.0	—	1616.2
廃 油	12.4	25.9	0.1	—	38.4
廃 酸	7.4	16.2	0.1	—	23.7
廃 ア ル カ リ	4.5	27.7	0.0	—	32.2
廃プラスチック類	16.1	8.6	9.6	—	34.3
紙 く ず	0.9	0.0	0.0	—	0.9
木 く ず	33.6	4.2	1.4	—	39.2
織 維 く ず	1.5	0.2	0.0	—	1.7
動植物性残渣	2.8	4.6	0.1	—	7.5
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	—	0.0
金 属 く ず	39.8	0.0	1.4	—	41.2
ガ ラ ス 等	14.2	0.0	7.6	—	21.8
鋳 さ い	43.0	0.0	8.5	—	51.5
が れ き 類	252.0	0.0	10.9	—	262.9
ば い じ ん	11.9	0.0	1.2	—	13.1
動物のふん尿	—	—	—	—	—
廃アスベスト等	—	—	0.1	—	0.1
感染性産業廃棄物	0.1	2.5	0.2	—	2.8
その他（混合物）	11.7	0.5	10.8	—	23.0
合 計	831.0	1,307.1	73.6	—	2,211.7

(注)各項目は、四捨五入してあるため合計が合わない場合がある。

### 3 対 策

#### (1) 大気汚染（環境保全部 環境対策課）

##### ① 法令による規制

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出対象施設を有する工場・事業場に対して、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん・有害物質・揮発性有機化合物・粉じんを届出の種類に応じて規制している。硫黄酸化物・窒素酸化物については、総量規制も行っている。さらに、これらの工場・事業場に対し、立入指導や呼出指導等を行っており、令和3年度は延12回実施した。また、アスベスト（石綿）の飛散防止については、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出の審査、立入指導、現場パトロール並びに事業者向け研修会等を実施している。

令和3年度届出件数（法令に基づくもの）

単位：件

区分	大気汚染防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例等
工場・事業場	85	81
特定粉じん（石綿）排出等作業	43	32

法律の対象工場等（令4.3.31現在）

単位：件

区 分	ばい煙発生施設	一般粉じん発生施設	特定粉じん発生施設
設置工場・事業場数	414	29	—
施設数	1,491	162	—

##### ② 固定発生源の監視

主要な企業のうち15工場等について、燃料使用量、硫黄酸化物及び窒素酸化物排出量等を中央監視局において集中監視し、排出総量の遵守、大気汚染緊急時の削減措置実施状況の確認等を行っている。

##### ③ 移動発生源対策

本市は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の対策地域に指定されており、大阪府から総量削減のための基本的事項として、自動車単体規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進など施策メニューが示されている。これに基づき、エコカーの導入、エコドライブの推進など啓発活動を行っている。

## (2) 水質汚濁（環境保全部 環境対策課）

### ① 法令による規制

水質汚濁防止法（以下、この項においては「水濁法」）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、この項においては「府条例」）により、公共用水域に汚水等を排出する工場・事業場（以下、この項においては「事業場等」）は、特定施設の設置等を行う場合に届出を行うこととなっており、有害物質やBOD（生物化学的酸素要求量）等の濃度規制の対象になっている。汚水等の1日当たり平均排水量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場は、COD（化学的酸素要求量）・窒素・リンの総量規制の対象にもなっている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、この項においては「瀬戸内法」）により、汚水等の1日当たり最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場等は、特定施設の設置等を行う場合に届出や許可申請を行うこととなっており、濃度規制の対象になっている。

本市では、これらの事業場等に対し、届出等の審査・指導を行っている。また、立入や行政採水検査を行い、法令遵守の確認を行っている（令和3年度は延べ94件）。

令和3年度届出等件数（法令に基づくもの）

単位：件

水濁法	瀬戸内法	府条例
80	35	2

法令の対象事業場数（令和4.3.31現在）

単位：件

水濁法	瀬戸内法	府条例
300	56	24

（注）ダイオキシン類対策特別措置法のみ対象の事業場等は除く。

### ② 固定発生源の監視

主要な企業のうち10企業について、排水量及びCOD、窒素、リン負荷量を中央監視局において集中監視している。

## (3) 土壌汚染（環境保全部 環境対策課）

### 法令による規制

土壌汚染対策法及び府条例により、一定の機会をとらえて、土地の所有者等に土壌汚染の調査、報告を義務付けている。その結果、土壌汚染が判明した場合には汚染の拡大や健康被害を防止するために、「要措置区域（府条例の場合は要措置管理区域）」又は「形質変更時要届出区域（府条例の場合は要届出管理区域）」を指定し、必要な措置等を指示している。本市では、土地所有者等に対し、同法の周知徹底、調査・措置方法の指導等を行っている。



#### (4) 化学物質対策(環境保全部 環境対策課)

平成11年に制定された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)では、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中(大気、水質、土壌)への排出量や移動量を事業者が自ら把握し、行政へ届け出ることを義務付けるとともに、行政がその届出データを毎年、集計・公表する仕組み(P R T R制度)を通じ、化学物質による環境リスクの低減に向けた市民、事業者及び行政等の取り組みを推進することが求められている。

さらに、大阪府下では平成20年4月から府条例に基づく化学物質管理制度(化管法を補完する仕組み)が施行されており、これらの制度に基づき化学物質の適正な管理を指導している。

#### (5) 騒音・振動(環境保全部 環境対策課)

##### ① 法令による規制

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、地域ごとに敷地境界線基準等を設け規制している。

令和3年度届出件数(法令に基づくもの)

単位：件

	騒音 規制法	振動 規制法	府条例
特定 建設作業	513	375	1,561
工場・ 事業場	24	15	41

法律の対象工場等(令4.3.31現在)

単位：件

騒音 規制法	振動 規制法	府条例
1,124	387	1,349

##### ② カラオケ騒音、深夜営業騒音の規制

飲食店等に設置されているカラオケ装置から発生する騒音や、深夜営業騒音の苦情に対処するため、府条例に基づき、音量低減、使用時間制限、防音対策などを指導している。

##### ③ 自動車騒音低減の要請

年間計画に基づく自動車騒音の測定結果により、要請限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、関係機関に対し自動車騒音低減の施策について十分な配慮を行うよう要請している。

(6) 産業廃棄物（環境保全部 環境対策課）

① 法令による規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合や産業廃棄物の処理を業として行おうとする場合は、許可が必要である。なお、産業廃棄物処理業の用に供する産業廃棄物処理施設を設置する場合、許可申請に先立ち、堺市循環型社会形成推進条例に基づく地元説明会の開催や市長意見の勘案等の事務手続きが課せられている（条例に基づく事業計画書提出件数 令和3年度は6件となっている。）。

令和3年度許可等受付件数（法律に基づくもの）

単位：件

区 分	新規許可	変更許可	更新許可	変更届等
産業廃棄物収集運搬業	0	1	3	29
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0	0	0	6
産業廃棄物処分業	1	1	9	31
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	1	6

また、平成23年度の法改正により、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与する優良産廃処理業者認定制度、及び、一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者について、環境省令で定める基準に適合していることを認定する熱回収施設設置者認定制度がそれぞれ創設され、施行されている。

優良認定業者数（令4.3.31現在）

単位：件

区 分	優良認定（確認）件数
産業廃棄物収集運搬業	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	0
産業廃棄物処分業	7
特別管理産業廃棄物処分業	2

熱回収施設設置者認定業者数（令4.3.31現在）

単位：件

区 分	熱回収施設設置者認定件数
一般廃棄物処理施設	0
産業廃棄物処理施設	1

## ② 多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上）は、法律により処理計画書及び実施状況報告書の提出が義務付けられている。これらの事業者に対しては計画的に立入調査を実施し、廃棄物の減量化や適正処理を指導している。

## ③ 建設業者に対する指導

建設系産業廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の適正管理と再利用等の減量化を目的とし、堺市建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱を定め、この推進に努めている。そして、建設リサイクル法に基づき、排出事業者に対し建設廃棄物の適正処理について建築安全課及び土木監理課と協力して、巡回パトロールを実施している。（令和3年度：86カ所／年）

また、自らの産業廃棄物をその発生場所以外で一時的に保管する場合について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び堺市循環型社会形成推進条例に基づき、事前に届出を課すことにより、適正処理の指導を行い、不適正な保管の予防を図っている。令和3年度における法律及び条例に基づく保管届出件数は20件（法律0件、条例20件）となっている。

## ④ 産業廃棄物焼却に係るダイオキシン類発生削減のための指導・規制

ダイオキシン類削減のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法により焼却施設から発生する排出ガス、燃え殻、ばいじん等について規制されている。これらをもとに、産業廃棄物を焼却処分する事業所、処理業者の指導及び野焼き行為者への指導の強化を図っている。

## ⑤ 産業廃棄物の野積みなどへの監視・指導体制の推進

不適正処理に関する情報共有と未然防止に向け、所轄警察署と連携し、産業廃棄物の野積み等に対する監視・指導体制の推進を図っている。

## ⑥ 使用済自動車の再資源化等に関する法律による規制

使用済自動車の再資源化等に関する法律は、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図り、新たなリサイクル制度を構築するため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割を義務づけている。解体又は破砕を行う場合や使用済自動車等の引き取り又はフロン類を回収する場合は、それぞれ同法に基づく許可・登録が必要となっている。

## ⑦ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく指導

市域内におけるPCB廃棄物等の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を行っている。法で定められた期限内での処理に向け、所有者に対して適正な保管と届出などとともに処理を推進する対策を図っている。

令和3年度許可等受付件数（法律に基づくもの）

単位：件

区 分	新規許可	変更許可	更新許可	変更届等
破 砕 業	0	0	0	4
解 体 業	1		2	5

区 分	新規登録	更新登録	変更届等
引 取 業 者	1	10	32
フ ロ ン 類 回 収 業 者	0	4	13

(7) その他

① 苦情処理（環境保全部 環境対策課）

公害苦情に関する住民からの相談に応じ、苦情処理に必要な調査、指導、助言及び関係機関への通知等を行っている。

令和3年度苦情件数

単位：件

種 目	件 数	種 目	件 数
大 気 汚 染	114	地 盤 沈 下	0
水 質 汚 濁	33	悪 臭	48
土 壌 汚 染	0	産 業 廃 棄 物	18
騒 音	145	そ の 他	5
振 動	6	合 計	369

② 土砂による土地の埋立て等に関する指導（環境保全部 環境対策課）

土砂埋立て等の適正化及び土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全することを目的とし、一定規模以上の土砂埋立て等を行う者に対し、堺市土砂埋立て等の規制に関する条例に基づく指導を行っている。

なお、3,000 m<sup>2</sup>以上の土砂埋立て等については大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例に基づく大阪府の許可が必要である。